

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	市営住宅入居許可		
根拠法令及び条項	那覇市営住宅条例第6条及び第11条5項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
審査基準	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 審査基準は、市営住宅条例第6条(入居の資格等)において規定されている。		
	【抜粋】 (入居の資格等) 第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては、第3号から第5号まで)の条件を具備する者でなければならない (1) 市内に住所を有し、又は勤務している者であること。 (2) その者の収入がア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。 ア 入居者が身体障がい者である場合その他の特に居住の安定を図る必要がある場合として次項に規定する場合 25万9千円 イ アに掲げる場合以外の場合 15万8千円 (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。 (4) 単身で入居する場合を除き、現に同居し、又は同居しようとする者が親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)であること。 (5) その者及び現に同居し、又は、同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号の暴力団員(以下「暴力団員」という)でないこと。		
審査基準 設定年月日	平成9年12月26日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(14日) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年2月1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	建設管理部 市営住宅課		
備考	請書の受理日から入居許可書の通知日までを処理期間とする		

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。